

Point 1

平成24年度の生命保険料控除より

「介護医療保険料控除」が創設されます。

新制度の対象となるご契約は、「介護医療保険料控除」が創設されます。

新制度の対象	契約日が平成24年1月1日以後のご契約
旧制度の対象	契約日が平成23年12月31日以前のご契約(※)

Point 2

各控除区分ごとの

控除額が変更されます。

旧制度 (一般生命保険料控除・個人年金保険料控除)

■所得税の生命保険料控除額

年間の支払保険料等	控除額
～25,000円	支払保険料等の全額
25,001円～50,000円	支払保険料等×1/2+12,500円
50,001円～100,000円	支払保険料等×1/4+25,000円
100,001円～	一律 50,000円

「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」を合計して100,000円が限度額となります。

■個人住民税の生命保険料控除額

年間の支払保険料等	控除額
～15,000円	支払保険料等の全額
15,001円～40,000円	支払保険料等×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	支払保険料等×1/4+17,500円
70,001円～	一律 35,000円

「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」を合計して70,000円が限度額となります。

※旧制度に変更はありません

新制度 (一般生命保険料控除・介護医療保険料控除・個人年金保険料控除)
--

■所得税の生命保険料控除額

年間の支払保険料等	控除額
～20,000円	支払保険料等の全額
20,001円～40,000円	支払保険料等×1/2+10,000円
40,001円～80,000円	支払保険料等×1/4+20,000円
80,001円～	一律 40,000円

「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」を合計して120,000円が限度額となります。

■個人住民税の生命保険料控除額

年間の支払保険料等	控除額
～12,000円	支払保険料等の全額
12,001円～32,000円	支払保険料等×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払保険料等×1/4+14,000円
56,001円～	一律 28,000円

「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」の個人住民税の所得控除限度額はそれぞれ28,000円ですが、合計した場合は70,000円が限度額となります。